

淡路市国土強靱化計画

令和3年1月

(令和7年2月修正)

淡路市

< 目 次 >

I はじめに

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間	1

II 基本的考え方

1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本方針.....	2
3 PDCAサイクルの徹底	4

III リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	5
2 評価の結果	7

IV 強靱化に向けた推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針	9
2 「横断的分野」別推進方針	43
3 広域連携が必要となる取組	48

別冊

強靱化を推進する主な事業	1
--------------------	---

I はじめに

1 計画策定の趣旨

地域活性化、地域創生を進めるに当たっては、安全安心な市内空間を確保することが基本となる。

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であり、本市においても 58 名の方が亡くなるなど、多大な人的、物的被害が発生した。

本市では、その後も、平成 16 年 10 月台風第 23 号、平成 21 年 8 月台風第 9 号、平成 26 年 8 月豪雨など多くの自然災害に見舞われている。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を超えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

さらに、近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えが喫緊の課題となっている。

こうした経験と教訓を踏まえ、減災を基本に、災害対策基本法の規定に基づき、淡路市域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、平成 19 年 3 月に「淡路市地域防災計画」を策定した。

一方、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定されている。

本市としては、こうした国の動向を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「淡路市国土強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

3 計画期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までを期間とし、国や県の計画の改定動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び期間の延伸も可能とする。

Ⅱ 基本的考え方

1 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

2 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少下において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。本市の強靱化は、大規模自然災害等への対応にとどまらず、大規模自然災害等がもたらす経済的リスクの軽減や、インフラ整備及び新技術開発等を通じて、経済効果を生み出すものである。

こうしたことから、本市における強靱化を推進する上での基本方針は、国土強靱化基本計画が掲げる基本方針も踏まえつつ、次のとおりとする。

（1）長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

（2）各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく国、県、事業者、市民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推進する。
- ・島であるため、島内2市との連携を図りながら体制の構築を図る。
- ・近隣市等への広域応援・受援機能を充実させ、広域にわたる被害を引き起こす巨大災害に備える。

（3）効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（県、国、市）と民

(事業者、市民)が役割分担して取り組む。

- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。

- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中で、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。

- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

(5) 個別事業の取組

①ハード整備の推進

- ・南海トラフ地震等に備える地震・津波対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進する。

- ・各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

②ソフト対策の推進

- ・地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築する。

- ・各地域における担い手を育成・確保するため、防災リーダーの育成など、これまでの成果を踏まえた取組を推進する。

- ・地域を超えた助け合いの仕組みを構築するため、阪神・淡路大震災から広がった災害ボランティアの活動の支援等に取り組む。

- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等が災害弱者となる可能性が高いことを鑑み、十分配慮して施策を推進する。

3 PDCAサイクルの徹底

本計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標の目標値を用いて進行管理を行う。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況、県内市町及び関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組を推進することとする。

また、計画内容は、概ね5年ごとに見直す。

【評価の実施手順】

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

基本計画に規定された「基本目標」「事前に備えるべき目標」を参考とし目標設定を行う。

STEP2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

県計画43項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考に、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、本市の地域状況を考慮した施策分野を設定する。

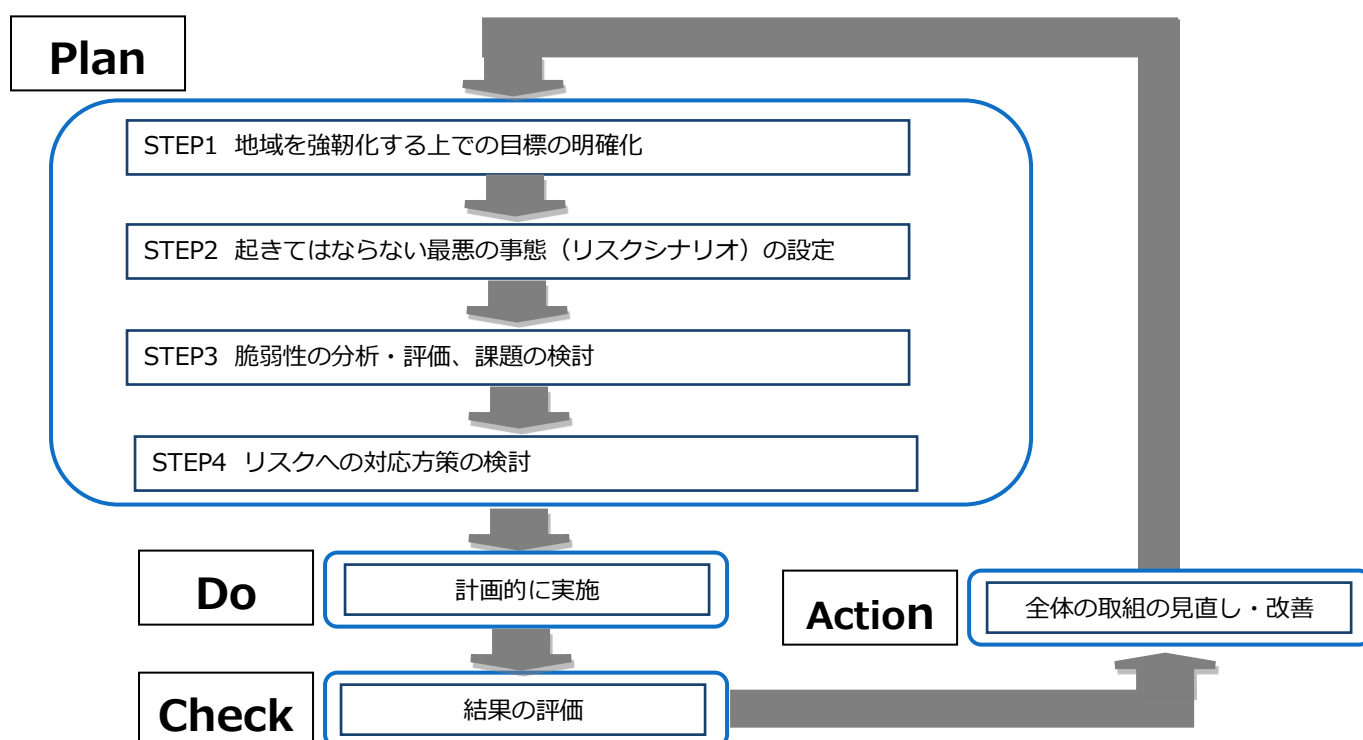
STEP3 脆弱性の分析、評価、課題の検討

脆弱性の評価は、基本法第177条第3項により、最悪の事態を想定した上で科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。STEP2で設定した、起きてはならない最悪の事態について、現在の取組状況からどのような取組が今後必要になるかを分析する脆弱性の分析・評価を実施し、課題の検討を行う。

STEP4 リスクへの対応策の検討

STEP3で得られた脆弱性評価結果から必要施策を検討し、推進方針として整理するとともに、進捗管理を行うための重要業績指標を設定。

また、「横断的分野の推進方針」及び「本市のみでは対応が困難な取組」についても整理する。



Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取組や施策における課題（脆弱性）を点検する。

（１）想定するリスク

本計画では、市民生活及び市経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層・上町断層等活断層地震、日本海地震などに加え、風水害による豪雨、土砂、高潮災害を想定する。

＜参考＞過去の地震災害及び風水害の発生状況

兵庫県のごくどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震

番 号	発 生 年 月 日	（推定）規模(M)	
1	599. 5. 28 (推 古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12 (大 宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15 (天 平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11 (天 長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○5	868. 8. 3 (貞 観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26 (仁 和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3 (正 平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ～8. 5	
10	1449. 5. 13 (文安6 (宝徳1) . 4. 12)	5 _{3/4} ～6. 5	
11	1498. 9. 20 (明 応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21 (永 正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25 (天 正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13)	7 _{1/2} ±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛 文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ～7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝 永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26 (大正 5)	6. 1	
○23	1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5. 2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○34	2013. 4. 13 (平成 25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

（注１） ○は県内のいずれかに震度６以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度７の揺れがあった地震

（注２） なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

県内での主な風水害の発生状況

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅 雨 前 線 等	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
	平成 26 年 8 月豪雨	平成 26.8.16～17	2 人	4 人	主として丹波地域
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30.7.6～7	2 人	11 人	全域
台 風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸・但馬・淡路）
	枕崎台風	昭和 20.9.17～18	19 人	62 人	県内全域（特に宍粟、但馬）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	伊勢湾台風	昭和 34.9.26	19 人	242 人	主として但馬・丹波地域
	台風 16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	第 2 室戸台風	昭和 36.9.16	10 人	134 人	主として神戸・阪神・淡路・但馬地域
	台風 23、24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	前線及び台風 17 号	昭和 51.9.8～13	16 人	41 人	県内全域（特に宍粟郡一宮町）
			行方不明3人		
	前線及び台風 10 号	昭和 58.9.24～29	13 人	16 人	県内全域（特に東播磨・丹波地域）
			行方不明1人		
	前線及び台風 19 号	平成 2.9.17～20	2 人	12 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16.10.20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬・淡路）
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域
			行方不明2人		
	台風第 21 号	平成 30.9.4	0 人	60 人	神戸、阪神地域

(注)流出土砂量の大きかったもの、高潮等による海岸被災箇所の多かったもの等も掲載

資料：兵庫県強靱化計画（令和2年3月）

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

6つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして26の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

(3) 横断的分野の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」全般に係る横断的分野として、「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」の4分野を設定した。

(4) 広域連携が必要となる取組

「起きてはならない最悪の事態」全般に係る広域的分野として、「国管理施設、県管理施設及び一部事務組合管理施設の整備」を設定した。

2 評価の結果

脆弱性評価結果の主なポイントは次のとおりである。

(1) インフラの防災対策整備をさらに推進すること

- 生活・社会基盤の耐震化
- 防潮堤の整備等、津波対策
- 災害時の輸送を支える道路ネットワークの構築
- 港湾機能の強化
- 治水対策・山地防災・土砂災害対策

(2) 市民と行政の災害対応力を向上させること

- 庁舎等の耐震化
- 関係機関の連携による救助・救急体制の整備
- 情報の収集、共有、発信力の強化
- ハザードマップ等の作成及び周知
- 避難体制の確保、訓練の実施
- 地域防災組織の充実
- 食料、燃料等の備蓄
- 災害対応の担い手となる人材の育成
- 防災関連機関、公益的事業を営む企業、近隣自治体や県との連携強化

(3) 早期に復旧復興体制を整えること

- 事業所、金融機関等のBCP（事業継続計画）策定

- 災害廃棄物処理体制の確保
- 復旧・復興を担う人材の育成
- 災害ボランティア活動支援体制の確保
- 市域を越えた連携強化

Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

1「起きてはならない最悪の事態」別推進方針

【基本目標、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I 人命の保護を最大限図る II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する IV. 迅速に復旧復興する	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
			2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下
			4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
	5	情報通信サービス、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-2	電力・ガス等の長期間にわたる機能停止
			5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
			5-4	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	より良い復興に向けたビジョンの欠如、災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
			6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
			6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

1 目標1：あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

【シナリオリスク 1-1】

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・ 市営住宅及び住宅・建築物の耐震化を進めるため、関係機関と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する。
- ・ 管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず、防犯上も危険であるため、所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は早期の除却が必要である。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 住宅・建築物の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策等を推進する。
- ・ 市営住宅の倒壊や損傷により入居者や近隣住民が負傷しないように、建替えや耐震化等により施設の長寿命化を図る。
- ・ 老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。

目標：主な業務指標

- | | | | |
|-------------|-------|---|-------|
| ・ 住宅の耐震化率 | 77.0% | ⇒ | 97.0% |
| ・ 市内空き屋数の減少 | 25.6% | ⇒ | 25.0% |
| ・ 危険空き家の減少 | 217件 | ⇒ | 165件 |

(公共施設の耐震化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 避難所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう整備を進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 避難所となる公共施設の耐震化を進め、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、必要な整備を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 市立学校の耐震化率 100%

(その他建築物等の耐震化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。
- ・ 地震により橋梁が倒壊、落橋し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。
- ・ 被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する。
- ・ 地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないよう、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ 橋梁の耐震化率 11% ⇒ 100%

【シナリオリスク 1-2】

地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(密集市街地の改善)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、所有者へ改善を促す必要がある。
- ・ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 放置された老朽危険空家の倒壊等による被害を防ぐため、淡路市空家等対策計画に基づき、市民に対する啓発を行うとともに、危険空家の調査、所有者への適正管理の働きかけを実施し、計画的に対策を推進する。
- ・ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

目標：主な業務指標

- ・ 橋梁の耐震化率 11% ⇒ 100%

(消防団の災害対応力強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大規模地震が発生し、被害発生箇所が多数に及ぶおそれがあることから、消防団員の人員確保、活動環境の整備など消防団の充実強化を図る必要がある。
- ・ 安定した消防水利（耐震性貯水槽等）の確保、消防車両等の更新等、消防力の向上を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模地震が発生し、被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、消防団員の人員確保、活動環境の整備など消防団の充実強化を図る。
- ・ 大規模地震による被害の軽減を図るため、安定した消防水利（耐震性貯水槽等）の確保、消防車両等の更新等、消防力の向上を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 継続的な消防団の訓練 2回／年
- ・ 消防団協力事業所数 ⇒ 30事業所
- ・ 消防団員数の確保 1,745人

(災害対応力の強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 耐震性防火水槽の整備を進める必要がある。
- ・ 避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。
- ・ 避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を行う必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 耐震性防火水槽の整備を進める。
- ・ 避難場所等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- ・ 避難所となる公共施設の耐震化を引き続き進めるとともに、災害発生時には災害対策拠点としての機能を発揮できるよう、整備を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 公共施設の耐震化率： 78.7%

【シナリオリスク 1-3】

広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(兵庫県の津波防災インフラ整備計画の推進)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ レベル1 津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。
- ・ 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ レベル1 津波（発生頻度の高い津波）に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤等の整備を推進する。
- ・ 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。
- ・ 津波が越流する河川において、津波越流区間を縮小し浸水被害を軽減するために、防潮水門の改築時に下流移設を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 津波ハザードマップの作成・更新 平成27年作成 ⇒ 令和3年更新
- ・ 防災訓練の実施 1回／年
- ・ 関係機関等との連携促進

(避難意識の向上及び避難体制の確保、訓練の実施)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承、発信する必要がある。
- ・ 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、「淡路市地域防災計画」の周知徹底をする必要がある。
- ・ 風水害・津波などからの避難を確実に行うため、適時適切に避難勧告等の避難情報を発令する必要がある。
- ・ 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練

への積極的な参加を促進する必要がある。

- ・ 津波による避難で死傷者の発生を防ぐために、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われる必要がある。
- ・ 児童生徒の引き渡しに関するルールは設定されているが、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承、発信を図る。
- ・ 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓を生かし、南海トラフ巨大地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。
- ・ 風水害、津波等からの避難を確実に行うため、避難勧告等の避難情報を適時適切に発令できるよう、発令基準に基づく訓練を行う。
- ・ 市が実施する総合防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各自治会等で実施される訓練への積極的な参加を促進する。
- ・ 自助と共助の活動を促進し、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われるよう、自主防災組織等の取組を支援する。
- ・ 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。

目標：主な業務指標

- ・ 市内防災訓練の実施 1回／年
- ・ 自主防災組織への支援実施組織数 232組織／年
- ・ 小中学校における防災教育・活動を実施した学校 16校 3回／年
- ・ 小中学校における防災訓練の実施 3回／年

(津波ハザードマップの策定)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難所を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成して市民への周知に努める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 県が実施した津波シミュレーションをもとに、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、市民への周知に努める。

目標：主な業務指標

- ・ 津波ハザードマップの作成・更新 平成27年作成 ⇒ 令和3年更新

【シナリオリスク 1-4】

突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(総合的な治水対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める必要がある。
- ・ 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する必要がある。
- ・ 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設やたんぼダム、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制するなどの雨水対策を進める。
- ・ 防災（洪水・内水・地震）ハザードマップの更新を実施するとともに、内容や避難方法の周知などを継続的に実施する。
- ・ 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、防災行政無線や防災カメラ、ひょうご防災ネットの適切な管理運用など、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。

目標：主な業務指標

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域を示すハザードマップの作成・更新：平成27年作成 ⇒ 令和3年更新
- ・ ため池改修事業着手箇所数（県営事業含む）： 138箇所

（高潮対策）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。また、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。また、今後の高潮被害に備えるため高潮対策に計画的に取り組む。

目標：主な業務指標

- ・ 高潮ハザードマップの作成・更新 平成27年作成 ⇒ 令和3年更新
- ・ 防災訓練の実施 1回／年
- ・ 関係機関等との連携促進

【シナリオリスク 1-5】

大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。
- ・ 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域を示すハザードマップの作成・更新：平成27年作成 ⇒ 令和3年更新

(ため池及び治山対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす大規模ため池について、ハザードマップの周知を行うとともに、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。
- ・ 大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震調査の結果を踏まえたハザードマップ作成等のソフト対策に加えて、施設の耐震化等のハード対策を実施する。
- ・ ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ ため池改修事業着手箇所数（県営事業含む）： 138箇所
- ・ 大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震対策策定数： 48箇所
- ・ ハザードマップ作成： 50箇所

(ため池等の整備)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険性の高いため池の改修を推進する必要がある。
- ・ 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。
- ・ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査

の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。
- ・ 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、防災行政無線や防災カメラ、ひょうご防災ネットの適切な管理運用など、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。
- ・ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める。

目標：主な業務指標

- ・ ため池改修事業着手箇所数（県営事業含む）： 138箇所
- ・ 大規模ため池等重要な農業水利施設の耐震対策策定数： 48箇所

2 目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

【シナリオリスク 2-1】

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域の防災組織の災害対応力強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合に最初に災害に対応するのは、地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 防災訓練や防災講演会、出前講座など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、住民の防災・減災意識の高揚に努める。

目標：主な業務指標

- ・ 自主防災組織への支援実施組織数： 232組織数／年
- ・ 防災訓練の実施数： 1回／年

(防災関係機関との連携強化・訓練)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める必要がある。
- ・ 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。
- ・ 淡路広域消防本部等の関係機関との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的な実践的な訓練を実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援体制の整備に努める。
- ・ 消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。

- ・ 淡路広域消防本部や警察、自衛隊等の関係機関等との情報の共有化や連携強化を図るとともに、大規模被害を想定した広域的かつ実践的な訓練を実施する。

目標：主な業務指標

- ・ 自主防災組織への支援実施組織数： 232組織数／年
- ・ 防災訓練の実施数： 1回／年

【シナリオリスク 2-2】

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療施設の耐震化）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 医療施設耐震化が十分でない施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- ・ 避難所となる小学校等に整備した井戸を活用し、トイレや清掃等に必要な生活用水を確保することで、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。
- ・ 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 医療施設の耐震化を着実に推進する。
- ・ トイレや清掃等に必要な生活用水を確保できるよう、避難所となる小学校等に整備した井戸をはじめ、災害に備えた井戸の整備、維持を図る。
- ・ 災害時における電力供給の途絶に備え、医療機関等における自家発電装置や燃料タンクの設置等を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ 医療施設の耐震化率： 100%
- ・ 診療所の耐震化率： 100%

(救急・医療体制の充実)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、市と市医師会との災害時連携を強化し、また災害救急医療を確保する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 被災時における多数の傷病者に対応するため、初動体制、救護活動が速やかにおこなえるよう市と市医師会・災害拠点病院・地域の二次救急医療機関との連携を強化する。

目標：主な業務指標

- ・ 市医師会、災害拠点病院等との訓練の実施数： 1回／年

(道路交通機能の強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害拠点病院に配置されている災害派遣医療チーム（DMAT）が現地に確実に、インフラ被災時には到達できなくなるため、移動手段の確保や支援物資の物流等に係る対策を講じる必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。

目標：主な業務指標

- ・ 緊急輸送道路沿道通行障害建築物の耐震化： 280棟

【シナリオリスク 2-3】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所の生活の質の確保)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。
- ・ 県等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 冷暖房機器の設置、段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保などにより、避難所における生活の質の確保を図る。
- ・ 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。

目標：主な業務指標

- ・ 毛布の備蓄数： 2,800枚
- ・ マスクの備蓄数： 7.9万枚
- ・ 避難所運営研修・訓練等の実施数： 1回／年
- ・ 避難所開設・運営マニュアルの整備： 令和2年

【シナリオリスク 2-4】

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料や飲料水、燃料等の供給体制の確保)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。
- ・ 応急用食料等の受入れに対応するため、防災備蓄倉庫を整備する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。また、市民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生

活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。

- ・ 応急用食料等の受入れに対応するため、防災備蓄倉庫の整備を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 食料（アルファ化米・栄養補助食品）現物備蓄量の確保： 3.5万食
- ・ 飲料水現物備蓄量の確保： 3.4万本
- ・ 石油商業組合との災害時応援協定の締結： 令和元年

（道路交通機能の強化）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- ・ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。
- ・ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。

目標：主な業務指標

- ・ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨道橋などの、被災した場合に社会的影響の大きい橋梁の耐震対策済数： 7橋
- ・ 緊急輸送道路や交通量の多き箇所の道路法面の落石・崩落対策実施済箇所数： 0箇所

【シナリオリスク 2-5】

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(帰宅困難者対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 帰宅困難者については、市域を超えて移動する通勤通学、観光等広域的に調整する必要がある。
- ・ 帰宅困難者の混乱を防ぐため、交通や避難に関する情報を適切に伝達する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 帰宅困難者の抑制のため、事業所による備蓄など防災体制の充実を図る。
- ・ 交通事業者や観光関連事業者と連携して、情報伝達体制の整備を図る。
- ・ 協定による一時避難場所の確保

目標：主な業務指標

- ・ 関係機関等との連携促進
- ・ 一時避難に関する災害時応援協定の締結

【シナリオリスク 2-6】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 中山間地域、沿岸地域などの地区及び集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区及び集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、必要に応じ空から救援できる体制を整備することが必要である。
- ・ 孤立集落の発生を防止するため、道路整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり対策等を着実に推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 衛星携帯電話、防災行政無線などを含めて災害時の何らかの連絡手段を確保するとともに、自主防災組織や各家庭における備蓄の推進など自らの備えの重要性を呼びかけていく。
- ・ 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県と連携して、集落ごとの情報を一元的に

収集し、災害時の迅速かつ的確な支援へ繋げる。また、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備・改良を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 孤立可能性集落の座標の設定及び地域防災計画への登録： 設定及び登録（令和3年）

【シナリオリスク 2-7】

大規模な自然災害と感染症との同時発生

（疫病・感染症対策に係る体制の構築）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するよう、住民に呼び掛けるとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等を構築する。

目標：主な業務指標

- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率： 95%

3 目標3：必要不可欠な行政機能は確保する

【シナリオリスク 3-1】

被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 広く市民に防犯情報の提供を行うため、「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、地域防犯ネットワークの拡充を図る。

目標：主な業務指標

- ・ 「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大： 市内登録者数 6,700人

【シナリオリスク 3-2】

市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(本庁舎等の耐震化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 庁舎等の公共施設等について、災害時の応急対策の活動拠点や被災者の救護拠点、避難所等として重要な機能を担うことから、災害時の非常用電源を確保する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 庁舎等の公共施設等について、災害時の応急対策の活動拠点や被災者の救護拠点、避難所等として重要な機能を担うことから、災害時の非常用電源の確保を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 太陽光発電余剰電力の蓄電池整備 : 令和5年

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員災害対応マニュアルを整備し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。
- ・ 災害発生当初の初動対応は被害の発生拡大の防止に対し重要であり、円滑に進める必要がある。
- ・ 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ・ 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制を整備する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、各課の業務ごとの職員災害対応マニュアルを整備し、職場研修等を通じて周知徹底を図る。
- ・ 災害時の緊急事態の発生に備え、緊急連絡体制を整備し、必要な訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。
- ・ 防災担当職員を対象に、専用マニュアルを作成し、各種災害を想定した訓練等を計画的に実施する。
- ・ 県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる受援体制を構築する。

目標：主な業務指標

- ・ 個別業務を盛り込んだ職員災害対応マニュアルの整備： 平成27年（適時更新）
- ・ 災害対策本部事務局訓練の実施数： 1回／年

4 目標4：経済活動を機能不全に陥らせない

【シナリオリスク 4-1】

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(市内事業所BCP策定の推進)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内企業のBCPの策定を促進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図ることにより、企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ ガイドラインの普及啓発

【シナリオリスク 4-2】

食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(農水産業に係る生産基盤等の強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 農水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 農水産業を支えるインフラは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。

目標：主な業務指標

- ・ 農業水路等の長寿命化
- ・ 漁業施設の長寿命化（計画的な施設改修）

(道路交通機能の強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 緊急輸送道路や交通量の多き箇所の道路法面の落石・崩落対策実施済箇所数： 0箇所

【シナリオリスク 4-3】

農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の保全管理)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 多面的機能維持活動参加組織の認定農用地面積： 1,400ha

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 公園施設等の維持管理の実施

5 目標5：情報通信サービス、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【シナリオリスク 5-1】

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信手段の確保)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ フェニックス防災システムをはじめとした、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する必要がある。
- ・ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。
- ・ 防災行政無線等、防災情報伝達の多重化を推進し、緊急時における情報収集及び伝達体制の充実を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ フェニックス防災システムをはじめとした、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ・ 民間の情報通信手段が遮断された際に、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できるよう職員訓練を実施する。
- ・ デジタル防災行政無線や戸別受信機の適切な維持管理、携帯電話メールやスマートフォンアプリで気象警報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用すると共に、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 災害時における情報提供手段の説明会の開催： 1回／年

(電力供給の維持に係るインフラ整備)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。
- ・ 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性・可用性の高い通信ネットワークの構築、非常用電源の整備、燃料の継続的調達等の対策により耐災害性の向上を図る。
- ・ 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。

目標：主な業務指標

- ・ 市役所の自家発電機の試運転： 1回／年

(情報収集・提供に係る人材育成)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ フェニックス防災システム等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災担当職員の人材育成を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、職員の人材育成を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ フェニックス防災システム利用に関する研修会開催： 1回／年

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや社会福祉施設、医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。
- ・ 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。
- ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう支援する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや関係事業所が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。
- ・ 外国人向けに気象警報等を発信するひょうごEネットの活用を推進し、翻訳アプリ等の動向についても留意する。
- ・ 要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施できるよう支援する。

目標：主な業務指標

- ・ 外国人向け・旅行者向け避難確保計画作成： 作成及び運用（令和3年）
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成率： 25%

【シナリオリスク 5-2】

電力・ガス等の長期間にわたる機能停止

(防災訓練の実施)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化するとともに、施設や設備の耐震化等防災

対策を進める。

目標：主な業務指標

- ・ 防災訓練の実施数： 1回／年

【シナリオリスク 5-3】

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設の防災対策)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する必要がある。
- ・ 上水道、簡易水道施設等の老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。
- ・ 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内の水道事業者との相互応援協定により広域的な応援体制を整備するとともに、定期的な訓練や研修を通じた連携体制の更なる確認を行う必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 水道事業者における断水等の被害を最小限とするため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の確保等を推進する。
- ・ 水道管路・施設については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上や老朽化対策、近隣事業者との連絡管の確保等に努める。
- ・ 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道事業の業務継続計画（BCP）に基づき、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する

目標：主な業務指標

- ・ 上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率： 浄水施設県平均42.1%、配水池県平均56.9%、基幹管路県平均25.2%

（下水道施設の耐震化等）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を進める。

目標：主な業務指標

- ・ 全ての公共下水道の管渠における流下機能及び圧送機能対策を図る。
- ・ スtockマネジメント計画に基づき、処理場における長寿命化対策を実施し、機能維持・機能保全対策を図る。
- ・ コミプラの機能維持・機能保全対策を図る。
- ・ 下水道Stockマネジメント計画策定： 令和元年

（浄化槽の老朽化対策）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ 上水道の浄水施設、配水池、基幹管路の耐震化率 ： 浄水施設県平均42.1%、配水池県平均56.9%、基幹管路県平均25.2%

(道路交通機能の強化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- ・ 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める必要がある。
- ・ 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧を行う必要がある。
- ・ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める必要がある。
- ・ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 緊急輸送道路ネットワークの整備・強化のため、広域的連携を支える基幹道路の整備を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。
- ・ 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。
- ・ 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路復旧できる体制を構築する。
- ・ 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁の耐震化を進める。
- ・ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・土砂災害対策を着実に進める。

目標：主な業務指標

- ・ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨道橋・跨道などの、被災した場合に社会的影響の大きい橋梁の耐震対策済数： 7箇所
- ・ 緊急輸送道路や交通量の多き箇所の道路法面の落石・崩壊対策実施済箇所数： 0箇所

(沿道の建築物の倒壊に伴う閉塞による交通麻痺／住宅・建築物の耐震化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・ ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 住宅の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する。
- ・ ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 住宅の耐震化率： 77.0% ⇒ 97.0%
- ・ 市内空き屋数の減少： 25.6% ⇒ 25.0%
- ・ 危険空き家の減少： 217件 ⇒ 165件

6 目標6：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【シナリオリスク 6-1】

より良い復興に向けたビジョンの欠如、災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

(人材の育成確保)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる体制を構築する必要がある。
- ・ 職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 県が行う家屋被害認定士、被災宅地・建築物応急危険度判定士等の養成講習会に積極的に職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、発災時に速やかに他団体より派遣を受けられる受援体制を構築する。
- ・ 職員の防災意識と防災対応力の向上を図るため、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。

目標：主な業務指標

- ・ 家屋被害認定等養成講習会の実施： 1回／年
- ・ 防災訓練の実施： 計画策定及び計画に基づき実施

【シナリオリスク 6-2】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の確保を促進する必要がある。
- ・ 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物の仮置場の確保及び県・市町間における相互応援協定等を運用し、広域的に災害廃棄物への対応を行う。
- ・ 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 市町との災害廃棄物処理の相互応援に関する協定： 1 件
- ・ 事業者団体との災害時の廃棄物処理に関する応援協定： 2 件
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定： 令和 4 年

【シナリオリスク 6-3】

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の実施)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から、地籍調査が十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ 地籍調査進捗率： 16.92%（令和元年度末）

【シナリオリスク 6-4】

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐災害性の向上)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- ・ 資料館等における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。
- ・ 資料館等における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。

目標：主な業務指標

- ・ 家屋被害認定等養成講習会の実施： 1回／年
- ・ 防災訓練の実施： 1回／年

【シナリオリスク 6-5】

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(災害発生時における国内外への情報発信)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業を含む関係機関との連携を強化する。

目標：主な業務指標

- ・ 正確な情報収集・情報提供に係る関係機関等との連携の強化

(失業者に対する早期再就職支援)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 失業者に対する早期再就職支援のために、ハローワークとの連携を図る。

目標：主な業務指標

- ・ 正確な情報収集・情報提供に係る関係機関等との連携の強化

2「横断的分野」別推進方針

脆弱性評価の評価・分析を踏まえた対応方策の推進方針と重複する部分も多いが、横断的な対応が必要となる分野「リスクコミュニケーション」、「人材育成」、「官民連携」、「老朽化対策」について整理を行う。

【リスクコミュニケーション】

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。
- ・ 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。
- ・ 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る。
- ・ 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える。
- ・ 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する。

目標：主な業務指標

- ・ 消防団員数の確保： 1,745人
- ・ 防災リーダー講座修了者数： 5人
- ・ 自主防災組織等活動回数： 48回
- ・ 自主防災活動参加者： 2,237人

(防災教育の実施)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する必要がある。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ 防災リーダー講座修了者数： 5人

(ハザードマップ等による災害危険個所等の周知)

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する必要がある。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 防災意識を高めるため、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、継承、発信する。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ貴重な教訓を踏まえ、自らの生命を守るため主体的に行動する態度を育成するとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としてのあり方、生き方を考える兵庫の防災教育を推進する。

目標：主な業務指標

- ・ ハザードマップの更新： 令和3年

【人材育成】

（人材の育成）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 道路や住宅・事業所などの整備等の迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。
- ・ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供を主要な主体である職員の人材育成を推進する必要がある。また、「フェニックス防災システム」を活用した災害情報の収集・伝達に習熟する必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 道路や住宅・事業所などの整備等の迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。
- ・ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供を主要な主体である職員の人材育成を推進する必要がある。また、「フェニックス防災システム」を活用した災害情報の収集・伝達に習熟する必要がある。

目標：主な業務指標

- ・ 消防団員数の確保： 1,745人
- ・ 防災リーダー講座修了者数： 5人
- ・ 自主防災組織等活動回数： 48回
- ・ 自主防災活動参加者： 2,237人

【官民連携】

（災害ボランティア活動支援体制の整備）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大地震等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みが必要である。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。

目標：主な業務指標

- ・ 災害救援ボランティアマニュアルの整備並びに関係機関との協定締結

【老朽化対策】

（老朽化対策）

【Ⅰ.脆弱性の評価・分析】

- ・ 市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。
- ・ 農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。

【Ⅱ.対応方策の推進方針】

- ・ 市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合

が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する。

- ・ 農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む。

目標：主な業務指標

- ・ 老朽化対策を完了した施設数（漁港の係留施設）： 2施設（令和2年）→ 2施設（令和6年）
- ・ 漁港海岸保全施設の機能診断実施数： 1箇所（令和2年）→ 1施設（令和6年）

3 広域的連携が必要な取組

脆弱性評価の評価で明らかとなった、淡路市のみでは対応が困難な取組は、以下のとおりである。

今後、これらの課題については、国や県、一部事務組合など関係団体等への働きかけなど通じ、本市の強靱化推進へ繋げていく。

【国管理施設、県管理施設及び一部事務組合管理施設の整備】

（国道の整備）

- ・ 本市の幹線道路である国道28号は、地震が起これば被災する恐れがある。日常の交通網の整備としてのみならず被災後の広域支援や迅速な復旧・復興のため、人や物の確実な輸送ルートとして機能する道路について国の管理運用が必要である。

（防波堤、海岸・河川堤防の地震・津波対策）

- ・ 港湾・漁港・海岸・河川の防波堤や堤防は、その多くを兵庫県が管理しているため、県による耐震化・津波対策等の対応が必要である。
- ・ 水門・桶門・陸閘の遠隔操作化・自動化、港湾・漁港・海岸・河川の水門・桶門・陸閘は、その多くを兵庫県が管理しているため、県による遠隔操作化・自動化等の対応が必要である。

（常備消防施設の整備）

- ・ 大規模火災や災害時などにおける消火・救助活動能力を高めるために、淡路広域消防事務組合において設備の充実・強化・更新を図るとともに、訓練等の実施による災害対応力の向上が必要である。

（上水道施設の整備）

- ・ 災害において上水道が長期に供給停止となった場合、住民生活等へ多大な影響を及ぼすため、淡路広域水道企業団において施設の整備・更新を推進すると共に、発災時に即応できるような体制が必要である。

（ごみ処理施設の整備）

- ・ ごみ処理施設の被災によって、ゴミ等の処理が滞れば環境衛生面の悪化にもつながることから、淡路広域行政組合によるごみ処理施設の適切な維持管理が必要である。